

## 『日本書紀』と記述

— 漢文による書記行為 —

多田 元

### 一、問題点・雑誌『古代文学』における 研究史をめぐって

漢文体というエクリチュールの問題に関しては最近の『古代文学』に盛んな提言が見られる。かなり長々しい引用になってしまいが、問題点の所在を明かにするために整理して見たい。

『古代文学』30は特集・後期万葉であったが論文「文字と万葉集」で古橋信孝氏は次のように述べている。

文字は渡来のものであり、渡来人によってこそ強い呪力を発揮した。渡来とは異郷から訪れることであり、神の側のものであることを示すからだ。つまり古代の日本は、この世のものは神の世からもたらされたものであるという世界観に基づいて、外国の文化を容易に受け容れた。中国や朝鮮の文化が日本よりはるかに高度だったという説明は一面的なものにすぎない。(中略) 律令国家は文字によってこそ成り立つものだった。それは実用的な面もあるが、国家の権威を文字が象徴していたことを示している。文字という記号は、その意味内容を保証するものがないかぎり、ただの線的な形にすぎない。この形はこういう意味内容を示

すという了解は国家に委ねられている。というより、その了解の共同性が国家だった。言語を異にする人々も、文字の了解さえできれば交通が可能になる。文字は言語の差異を越えさせる共同性を可能にしたのだ。(傍線は多田による。以下同様)

文字の支配性Ⅱ正当性による新たな共同性の確立を説く訳であるが、そこには二様の途があった。それは純正漢文体と和化漢文体と呼ばれる表記法とである。もちろん前者こそが本来、正当であり権威であったはずである。にもかかわらず『古事記』は後者を採用している。ここに「言葉」と「記述」の相克の問題が浮かび上がってくる。それが以下の『古代文学』の論文に結実していった。

『古代文学』31は特集・日本書紀であった。論文「文字と言葉あるいは和語と漢語の葛藤」で山田直巳氏は次のように説く。

いわば日本書紀のシステムとしての言葉は、過渡期の言葉であり、呪的・神話的要素を引きずりながら、同時に律令の言葉に匹敵するシステムの言葉ともなりえていた。

したがって右の日本書紀の言葉は、漢文を正格の形で採

用することによって、全体（世界）を一望の元に捉えることを可能にしていたのである。それは当然村落レベルにおける「語り」（声あるいは音声）から国家レベルの歴史へと変貌していくものでもあった。また同時にそれは村落共同体レベルの「特殊」から国家レベルの「普遍」へという傾を言葉の質として示していた。（中略）

また「史記」「漢書」「後漢書」「三國志」「梁書」「隋書」等に基づく夥しい潤色・引用によって日本書紀が書かれていることも注意を要する。日本書紀にあつて、書くことは、これらの典拠ある詞句を用いることによって、修辭を磨き上げることもあつた。右に述べた「普遍性」を支えるのは、基準となる中国史書の枠組み、ことは、潤色のありかただだった。それが高度に達成されることが普遍性への途でもあつた。

「典拠ある詞句を用いること」とは言い換えるなら、和語世界の伝承と決別することにほかならない。それがまさに『日本書紀』における書記行為によって齎されるものであろう。それは『古事記』のありようと異なつたものを生み出していたに相違ない。無論『古事記』もまた記述の産物である以上同様の問題をはらんでいない訳ではないが、和化漢文の志向したものととの差異は少なくないはずである（後述）。

その『日本書紀』の描き出している特性について、同じ号に取められている斎藤英喜氏の『日本書紀』と世界宗教—あるいは、実践に開かれたテキスト—は次のように論ずる。

『日本書紀』はすぐれて開かれたテキストである。

周知のように、『日本書紀』はその成立の翌年、養老五年（七十二年）から弘仁、承和、元慶、延喜、承平、康保と二百五十年にわたつて「日本紀講」（講書）が開催され、宮廷の中で講読されてきた。（中略）

宮中において「日本紀講」が行われたことは、いうまでもなく、『日本書紀』が律令制国家の基本理念・規範のテキストであることを意味する。『日本書紀』の講読は、古代国家を構成する官人たちにとつての「官吏の学としての實際的意義」を持つていたのである。だが實際的な意義とは、けつして律令国家を維持する政治的な効用に限定されるものではない。（中略）

さて、ここには、仏教・陰陽道・道教との、かなりきわどい複合的な状況の中に身を置く大海人皇子の姿が見えてくる。「大海人皇子」の像は、王権のなかの、いわば「異教」を身につける皇子の系譜に位置づけられる。新たな知識技術を実践する皇子だ。そして、その実践は必然的に「異教」に及んでしまう。（中略）

しかしかかる異教の皇子が即位した「天武天皇」の時代こそ、『日本書紀』が描く、まさしく一回的で、特異な歴史の一場面といえよう。『日本書紀』における「古代」の現出といつてもよい。

『日本書紀』がはらみこむ特異性を天武天皇の異教性に求めたものであるが、その特異性を突出させるのもまた異国語たる漢文によるものであろう。後述する天皇号の問題とも関連する重要な指摘と思われる。

このような書記言語と音声言語とのぶつかり合を積極的に論じて続けているのが呉哲男氏であろう。『古代文学』32、特集・古事記において、氏は「文字表記の二重性・序論―古事記研究の現在―」で次のように記す。

武力（あるいは呪力といつてもよい）の強弱だけではいずれの豪族が「正統」であるかの決め手にはならなかったことを示している。というよりも、むしろ「正統」というような普遍的観念は文字と共に「外」からやって来たのであって、そこで初めて統一国家が求められるようになったと考えたほうがよい。このような意味で「文字」（＝正統性の観念）の独占こそが錯綜した豪族間の勢力争いに終止符を打ち、皇室を中心とした一元的な古代国家成立への根拠足りえたと考えられる。（中略）

多言語であることが常態であったからである。しかし、そこにひとたび同一性が志向されると唯一の言語（共通語）である漢字（エクリチュール）が必要とされたのである。この書記法（エクリチュール）の使用は、外部的には中国・朝鮮を中心とした東アジアとの「交通」を可能とし、内部的には氏族間の質的な差異を打ち破り皇室を中心とした系譜的な一元化を可能としてみたのである。（中略）

はじめに述べたように、当時の中国人が母国語としても理解可能な正格に適った漢文体で書かれた『日本書紀』は、東アジアの文明圏に所属する国家の正統性の表明として絶大な価値をもつものであった。しかし、それが外来の文字で成されたことは価値であると共に、そこに一定の反発が

生じることも不可避である。外来の文字を受け入れるのはいわば「去勢」されることを意味するからである。したがって、安万侶が「序」において「上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難」と反発し、「交用音訓」と「全以訓録」という文字表記の二重性の方針を打ち出したのは、実に、外来の文字を受け入れかつ排除するという、エクリチュールの歴史の上でも稀有な表現装置を作り出したことを意味するのである。

古代の言葉を「多言語」としてとらえ、共通語としての「和語」の生成を文字を介してのものという立場をとっている。つまりエクリチュールにより初めて共通語が見いだされて来たと言くのである。ここでの論説は『古事記』の特集であったため、漢文による書記行為と和語の関係は詳述されていないが、本誌の氏の説を参照されたい。ともあれここで問題としたのは、書記行為が生み出して来たものは何かということである。一つには正当性＝権威であり、一つには「和語」認識であると言えよう。勿論、『記・紀』という書物に限定される問題ではなく、書記行為の歴史の中の問題である。そこで呉氏は「辞」の欲求ということから『古事記』の文体の成立を説く訳である。

翻つて今一度『日本書紀』の問題に戻ると、同じ特集に西條勉氏の「文字法から見た古事記―テクスト生成の基底―」が収載されており、氏は次のように述べている。

（日本書紀）訓注は本文が書かれるのと同時に添付されたことが確認できるのであるが、このことは書紀の本文が、訓注に記されるような和語を漢語に翻訳して書かれている

事実をも示している。これが書紀の文章の成り立ちであつて、要するに書紀は和語を漢語に翻訳し、中国語の音でも十分読めるかたちになつてゐるわけである。訓注が施されてゐるところは、おそらく漢語として多少の無理があるような部分である。「酷然トシテ咀嚼スル」「秀<sup>ま</sup>レテ起ツ」などはどうみても異様な漢語であり、翻訳者の苦勞があらわれてゐるが、しかし、文字間の問題に關して言えば、書紀のばあいは、いかに和語を漢語に翻訳するかといふことではない。

氏の論はあくまでも「古事記」主体のものであり、『日本書紀』について述べてゐる右の文章を引用するのは失礼かも知れないが、大切な指摘と思われるのでお許し願いたい。「和語」の漢文翻訳については氏の挙げられた用例は問題がないにしても、「和語」といふ考え方が先行していることに一つの問題が残される。それを『日本書紀』全体に及ぼすことが可能であるかの問題である。『日本書紀』全ての文章がその背後に和文を持つていたとは考えられないからである。小島憲之氏が指摘したように、漢籍の語句による潤色の著しい巻と和文的な性質の濃厚な巻とが混在することは確かであろう。しかし引用としての漢籍の語句は和文と全てが対応可能とは限らないはずである。権威としての「漢語」は、そもそも「和語」から離れたところに存在意義があつたはずである。音読したか否かはさておき、書物の（そして文字の）第一義は目で見ることにあつたはずである。その権威があつて次に講読がなされたのであろう。はじめから和文資料が完備していることはあり得ないのである。

これについては奥村悦三氏に關連する問題指摘がある。

上代散文は、例えば宣命は、そのことばの性格を考えると、口頭語からというよりは、漢文に基づいてかきなされたと判断すべきではないだろうか。（中略）

「与天地共長与日月共遠」（引用文以下省略）

「あめつちとともにながく」といい、「ひつきとともにとほく」といい、その表現を作ることばは、それらを構成する概念は、一つ一つが、日本のなかで、話される言葉から自然に生まれてきたものと考えてよいであらう。いやそう考えなければならぬとさえ言つてよいであらう。だが、それらの結びつきかた、また、その示す発想法は、日本の伝統的思想ではなくて、中国から、書かれたことばを通して得られたものであつた、と考えるほうがよくはないだろうか。

「あめつち」そして「ひつき」は訓読語ではないかといふことが、言われている。「……とともに」といふ語法についても、同じことが言えるのではないだろうか。（中略）宣命は、それを支えるべき天皇讚美の思想さえ、漢文から借りてこなければならぬかのように思われる。

宣命の構成に、中国の詔書の影響があることが指摘されている。だとすれば、宣命は、根本的な発想も、全体的な構成も、個別的な表現も、つまりすべてが、口頭言語の自然な成熟を待つてではなく、漢文に寄りかかつて、綴られたということにはならないだろうか。（中略）上代の日本語散文について、話すことばから書くことばが自ずと生ま

れてきたとは、いまだ、信じられない。

この奥村氏の立場は何本かの論文で連続して主張されているものであるが、まさしく呉哲男氏の主張と一致する。その対象とする文献は異なるものの、書記行為の齋すものに関する考え方は同じである。

以上漢文体による書記行為（エクリチュール）が生み出したものについての意見を見て来たが、「和語」認識を生成させて行った「漢文」の力は、当然言葉の問題を通して思想にまで行き着くことが予想されよう。そしてまたその思想を突き抜けた新たな幻想をも生み出して行ったに違いない。以下それについて述べてみたい。

## 二、書記言語とその齋すもの

漢文による書記行為の生み出したものを考えるに当たって、まずは語句単位で見てみたい。そのよい例が「天皇」号であると思われる。

### ① 法隆寺金堂薬師如来像後背銘

「小治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王大命受」

「天皇」号の成立は推古朝の成立説から天武・持統朝の成立説まで論議が華やかであったが、最近では天武・持統朝説に落ち着いて来たかに見える<sup>3</sup>。その成立時期は措いても、「天皇号はあくまでも書記言語である。『律令』儀制令に「天子（祭祀に称する所）・天皇（詔書に称する所）・皇帝（華夷に称する所）」とあり、公式令詔書式に「明神御宇日本天皇詔旨」「明神御宇天皇詔旨」「明神御大八州天皇詔旨」「天皇詔旨」の書式が規定さ

れていることから理解できる。この書記言語がそのまま「おほきみ」という和語に相当しないことは明らかである。故に①の資料では「大王天皇」と記されて来たのであろう。「すめら」（『令義解』紅葉山文庫本訓は「すべら」という語もストレートにはこの漢語になじまない。むしろ「天皇」という漢語を訓むための新造和語と捉らえるべきかもしれない。

この「天皇」号のよって立つところは「天皇大帝北辰星也（『春秋緯』合誠圖）」などに見られる「天皇大帝」である。この「天皇大帝」「太一」「北極星」の思想から造作されたのが「天之御中主神（古事記）」「天御中主尊（日本書紀一書第四）」であったと説かれている。津田左右吉氏以来、実際の信仰、祭祀とは無縁の神であるとされるこの神はまさに記述の中から生まれ来たものであろう。「天皇」号が書記言語であることと相俟って、「天之御中主神」は漢文体というエクリチュールから立ち上がった来たものとせねばなるまい。

この「天皇」号と「天之御中主神」との関わりを寺田恵子氏の説に沿って確認しておきたい。寺田氏は「天之御中主神」の名義を「ナカ」に留意され、「元始天王、元始天尊」説を「天の中心に位置する」属性が希薄なことから退けて、「北極星の神格であるところの天帝の概念」から作られたものであることをまず確認する。その上で「御中」の「御」について一条兼良の『日本書紀纂疏』の「御者 統御也」という指摘に注目する。「御中」は中央（真中）の解釈と、「御」を尊称とする説とがあるが、その和語「み」を含み込みながらも、「御」の漢字字義「統御」を重要視されている。それは書記言語としての神名解釈であり、

漢文体から生み出された神名というエクリチュールの問題として重要な指摘であると思われる。

次に氏は北極星の別名「天皇大帝」との関連から、「天皇」号の成立から「天皇家を生む高天原の最高神が、北極星の神格を以て命名された」と説き、「天皇」号の成立時期の推定をされる。「推古朝成立説」「大化改新時成立説」「天智朝成立説」「天武・持統朝以後成立説」の根拠となる資料の再検討を行い、天武朝以後の成立であろうと結論づける。

現在の歴史家の意見などを勘案しての検討であり、妥当性は高いと考えてよからうが、天武朝に突然に確立する訳ではないようにも思われる。例えば「推古朝成立説」の根拠とされた①の資料が薬師如来像であることから推古朝に溯ることができないとしても、天武朝以後と確定する根拠にはなり得ないし、その文言の出自をいつのものと断定することも出来まい。いますこし緩やかな判定が必要ではなからうか。公式な書式が成立する以前の流動的ありかたを想定すべきではなからうか。

## ② 推古紀十年条

冬十月に、百済の僧観勒来けり。仍りて暦の本及び天文地理の書、併て通甲方術の書を貢る。是の時に、書生三四人を選びて、観勒に学び習はしむ。陽胡史の祖玉陳、曆法を習ふ。大友村主高聰、天文遁甲を学ぶ。山背臣日立、方術を学ぶ。皆学びて業を成しつ。

たしかに天武天皇も「天文、遁甲」を能くしたが、推古朝に「書」としての輸入が成されており、「学習」されている。「術」としての学習もあつたであろうが、まず漢文体の「書」から入

っているはずである。この漢文体がもたらした知識は、漢文体によって広まったのであろう。その中で醸成されたものが天武朝に結実して行つたのではあるまいか。

ともあれ、この「天皇大帝」「天之御中主神」が漢文体というエクリチュールによって齎されたとき、当然「天」というものが新たな認識によって捉らえ直されて行つたはずである。それは古事記によって生成された「高天原」という和語を生み出して行く原動力であつたに違いない。

## ③ 「隋書」倭国伝

開皇二十年、倭王あり、姓は阿每、字は多利思比孤、阿輩雞弥と号す。(華言の天兒なり)(中略) 王の妻は雞弥と号す。(中略) 太子を名づけて和歌弥多弗利となす。(王の長子を和歌弥多弗利と号す。華言の太子なり) (一)の中は「翰苑」による)

この伝えから、推古朝に天皇家が「天孫降臨」型の主張を持っていた可能性は見取れる。中国側の資料であるゆえ「天皇大帝」の認識があつたとしたら、当然排除されるものであつたろうが、この時期に天皇家が公式に「天皇」を使用していたとはとても考え難い(中国においても「天皇」号の使用はこれ以後)。この「天」の思想が推古以降に書記言語によって「天帝」思想を取り込むことによつて最終的に古事記の「高天原」へと昇華していったと考えたい。先に触れた「天皇」号と「天之御中主神」の問題に帰るが、記述語としての「天皇」はそもそもストレートに和語「おほきみ」に結び付かない。③の資料に「阿輩雞弥」と記されるように、また多くの歌々に「大君」と歌わ

れるように、天皇家の称号は「おほきみ」であった。「すめろき」の初出例は万葉集卷一・二九番歌「近江荒都歌」（柿本人麻呂作）であるが（表記は「天皇」、古訓に「おほきみ」は見えない。また題詞は除く）、「神の尊」にかかり、現天皇を指していない。記紀歌謡には「おほきみ」のみで「すめらみこと」は見えない。また、祭られた形跡の無い「天之御中主神」が北極星であるとして、「星」と天皇家の結び付きを叙述するものは他に無い。ごく限られた世界にしかこれらの語は生きていなかったであろう。もし「天帝」思想が記述以外に行き渡っていたとしたなら、このような、語の偏在はありえないはずである。ところが「天帝」思想に根差す表現は『記・紀』の記述には多数見受けられる。

例えば中村璋八氏は、古事記・日本書紀に見える中国思想の記述を列挙され「当時、陰陽五行説・讖緯説・神仙説、または、それらの説を統合したとも言える道教などの中国の民族思想や信仰が、如何に多く我が国に伝わり、日本の社会に受容され、それが文学を始め広い範囲の文化に影響を及ぼしていたかを窺うことができる」とされている。しかし「書物」としての意向は、そのまま社会での思想のありようとイコールではないのではなからうか。むしろ「書物」が紡ぎ出したものから徐々に広がって行ったのであり、それ故にこそ『記・紀』という「書物」が要請されてきたのではなからうか。この記述の問題から日本書紀を眺めてみたい。

### 三、「日本書紀」の引用

日本書紀がいかなる文献からどのような態度で語句を引用して来たかについては、今は述べる準備も力もないが、成立直後から「講書」が行われていたことから入ってみたい。坂本太郎氏は書紀講書のありかたが、訓読語の敬語のありようから「名分を正しくし、威儀を飾ったもの」であり、「御読誦むべからず」などと記されていることから「古典のかつ儀礼的な性格をあらわすものであった」とされている。この「訓読語」が付けられることから日本書紀が和文を前提としていると考えるのは宜しくあるまい。それについては先に研究史で触れたが、ここでは「威儀・儀礼的」という所に注目したい。「訓読語」は権威ある漢文体によってはじめて与えられる和語であり、あくまでも漢語を通しての再解釈のなかにあった訳である。「典拠ある詞句」としての漢語は、別な言い方をすれば和語にあり得ないものである。そこに付された「訓読語」はあくまでも儀礼的に与えられるものである。はたしてすべてが訓読可能であったのかはわからないとしか言いようがない。儀礼的「にのみ与えられた「訓読語」（これが共通語としての和語を生成して行ったにしろ）をとりはずして日本書紀を受容しようとしたなら、漢語世界によって日本が再解釈されたとしか言いようがない。

岩波書店日本古典文学大系本『日本書紀』はその訓読を古写本・私記・釈日本紀に準拠し、まさに講書の姿を尊重した本であるが、例えば孝徳紀・大化二年八月十四日条の「天地陰陽」の注に「天地陰陽は、古訓ではアメツチサムクアタタカニシテ

と訓むが、天地陰陽の意を、それが正しくとらえているか甚だ疑問であるから、ここでは訓を欠くことにした」とする。講書が本文と乖離してしまっている一証左となろう。

日本書紀が「典故ある詞句」として引用したものには語句をはじめとして多数の指摘がある。谷川士清・河村秀根・小島憲之等の多数の指摘を整理したかたちで前掲岩波書店大系本は注を施している。それを手掛かりに「天」に関する問題点を拾ってみたい。(ただし「天」は日本書紀に二千を越す用例があるため、目に付いた所を摘記するにとどまる。また神代巻は除いた) ④神武紀

辛酉年の春正月の庚辰の朔に、天皇、橿原宮に即帝位す。是歳を天皇の元年とする。

神武紀には「仙蹕」「光宅天下」など随所に天子の思想に関わる語句がちりばめられているが、特に注目されるのは「辛酉年」の即位である。すでに多数の指摘があるように「辛酉革命説」に依拠している。これは当然「天命思想」とのつながりを想起させる。(後述)

#### ⑤崇神紀

十二年の春三月の丁丑の朔丁亥に詔すらく、「朕、初めて天位を承けて、宗廟を保つこと獲たれども、明も蔽る所有り、徳も綏すること能はず。

漢書に依拠した文であるが「獲保宗廟」は漢書そのままである。即位と「宗廟」のセットは随所に見られる。例えば「景行紀四十年七月条」に「天業を経綸へしめたまひ、宗廟を絶えずあらしめたまふか」などともちいられる。この「宗廟」は同訓

の「社稷」とセットで用いられことも多い。「宗廟」の祭りは日本にも当てはまりそうであるが、「社稷」は如何なものであろうか。漢語を用いることにより日本にはなかった「クニイヘ」の考え方がここに出現している。この「宗廟」「社稷」ともに用いられているのが「天命」である。④の記事とあいまって「天命」「易姓革命」の思想がその記述によってもたらされていると考えられる。

#### ⑥顕宗即位前紀

天下を以て天皇に譲りたまふ。中略「天皇は以て久に曠稷を以て計とし、百姓をもて心としたまへ」

儒教の影響が『記・紀』に多く認められることは既に説かれている。④「天命思想」についても論がある。④「天命思想」の輸入は当然のように「易姓革命」に接続する(④)。万世一系を以て君臨するはずの(系譜操作をしてまで守らねばならなかった)大和天皇家にとっては問題が生ずるはずである。そこで西條勉氏は天子受命のありかたを「皇孫(スメリマ)」「降臨の神話によって(そしてスメリマという呼称の創出によって)血族的連続性を強調したものと捉らえ、それにより易姓革命の論理を無効化したとされる。また青木周平氏は「天命」の用例及び出典からの引用のありかたを検討して、「天命思想」受容を確認し、それに対し「革命思想」もその裏付けとして認めていたとされるが、それは限られた天皇の天皇像の造形にのみ認めるべきであるとす。

青木氏は、(一)景行紀四十年是歳条、(二)仁徳即位前紀、(三)



允恭即位前紀、(四)顯宗即位前紀、(五)顯宗紀元年正月条、(六)天智天皇和風諡号、(七)天智紀七年七月条の「天命」七例を検討され、ともに『後漢書』を出典にもつ(三)(四)(五)の「天命」が明かに「天命思想」を利用して天皇像を造形しているものであることを指摘している。(六)は諡号であるので除外して(一)(二)(七)は「壽命」の意で用いられているとされる。(七)は次のように記される。

### ⑦天智紀七年七月条

秋七月に、高麗、越の路より、使ひを遣して調進る。(中略)又浜台の下に、諸の魚、水を覆ひて至る。又蝦夷に饗たまふ。又舍人等に命して、宴を所所にせしむ。時の人曰はく、「天皇、天命將及るか」といふ。

これに対する岩波本の注は、「『天命將及』は中国で王朝交代の意」とする。ここにも訓(講書)と出典引用との意識のずれが有るのかもしれない。訓(講書)は「みいのちをはりなむとす」と「壽命」の義で捉らえている。出典引用の有り方からするならば「王朝交代」を意味してしまふ。或いは訓(講書)の立場からすると「易姓革命」を有つてはならないものとする意識が働いたのかもしれない。このことは、漢文体というエクリチュールの齎すものとそれを受容する和文意識との差異を指し示しているのではなからうか。

### 結

ここで全体の論旨に戻ってみよう。例えば「宗廟」「社稷」などのように記述の上にしか有り得ない、漢文体による叙述から

生じたものありようを考えるならば、日本書紀の記述はかならずしも日本での実態と結び付くものでは無かつたはずである。単に「典拠ある詞句」として用いられたものと、青木氏の説くように特定の目的を持って、人物造形のために(あるいは歴史説明のために)意図的に記されているものと、細かな検討を必要とするのではなからうか。ある書記法によってなりたつた記述は、その書き方にそつて分析されなければならない。記述の歴史が齎した多様の問題は再吟味する必要があるように思われる。

ともあれ、日本書紀編纂の過程は明確ではないが、仮に天武十年にスタートしたとするなら三十九年の長きにわたつて整備されて行つた歴史記述である。その過程で漢語と和語との葛藤が繰り返され、漢文体というエクリチュールによつて新たな天皇像が出現して来たのであろう。儒教的な仁徳天皇像などはまさに漢文体の記述過程によつて齎されるものであり、先に聖天子像が有つた訳ではない。多数の修史官の係わつた漢文体というエクリチュールによる記述が、新たな宮廷を幻想させていたのである。

もちろんこの対極に有る口頭伝承がまったく受容されていなかった訳ではあり得ない。記述される「書物」は人々に浸透するためにはかなりの時間を必要とする。天武・持統朝において口頭伝承もまた大切な天皇家の主張を広める手段であつたらう。歌という音声環境により「高光る 日の御子」という「大君」像が形成されて行つたと考えているが、これにしても記述の齎したものは無縁であつたとは思わない。

注(1) 奥村悦三「話すことと書くことの間——上代の日本語散文の成立——」(『国語と国文学』68・9)

(2) 奥村悦三「仮名文書の成立以前」(『論集日本文学・日本語——上代』阪倉篤義監修、角川書店)、「仮名文書の成立以前 続」(『萬葉』九十九)、「和語・訓読語・翻訳語」(『萬葉』百二十一)等

(3) 森 公章「天皇号の成立とその意義」(『古代史研究の最前線』第1巻、雄山閣)

(4) 寺田恵子「天之御中主神の神名をめぐって」(『古事記年報』二十五)

(5) 中村啓信「高天の原について」(『古代文学論集』(倉野憲司先生古稀記念)記念論文集刊行会編、桜楓社)

(6) 中村璋八「日本上代文学と中国の民族思想・信仰」(『古事記年報』二十七)

(7) 坂本太郎「『六国史』吉川弘文館

(8) 最近の説では須貝美香「仁德天皇聖帝伝承の形成——漢代儒教思想との関連から——」(『上代文学』六十九)

(9) 天命思想受容の無かったとする説としては関晃「律令国家と天命思想」(『神観念の比較文化論的研究』講談社)が有る。

(10) 西條勉「天子受命から皇孫降臨へ」(『古事記年報』二十六)

(11) 青木周平「日本書紀の天皇像と漢文学——顕宗即位前紀を中心に——」(『記紀と漢文学 和漢比較文学叢書10』和漢比較文学会、汲古書院)

(12) 訓と本文との食い違いについては小島憲之「『日本書紀』

三則——その本文に即して——」(『萬葉』百四十三)

(13) 拙稿「天語歌」の位相——歌の実相と記載と(服属をめぐって)——」(『古事記の歌 古事記研究大系9』古事記学会編、高科書店)

第三十二号 一九九三年三月 六日 発行

特集・古事記

文字表記の二重性・序論…………… 呉 哲男…1

——古事記研究の現在——

文字法からみた古事記…………… 西條 勉…10

——テキスト生成の基礎——

古事記における「告る」…………… 津田 博幸…21

——その序説として——

大王の権力とへいろごのみ…………… 大胡 太郎…35

——雄略天皇像をめぐって——

宣長・虚構された「古さ」…………… 山下 久夫…43

——平安朝平仮名文字の視線・「日本」——

抜髪の日…………… 笠松 郁子…54

家持・池主の交友観…………… 池田三枝子…64

会報…………… 77

例会からの時評…………… 79

'92夏季セミナー報告…………… 82

会員名簿…………… 88